

情報提供とサービス

● 郵送で

● ご契約現況のお知らせ
ご契約ごとに毎年4回、ご契約内容（積立金額、ユニットプライス、死亡給付金額等）についてお知らせします。

● 運用実績レポート
毎年4回、特別勘定の運用経過、資産の内訳等についてお知らせします。

● 変額個人年金保険（13）終身型（特別勘定）決算のお知らせ
事業年度決算後、特別勘定の運用実績や運用収支状況等について、お知らせします。

● 電話で

アクサ生命
カスタマーサービスセンター

TEL 0120-933-399

月～金:9:00～19:00
土:9:00～17:00
(日・祝日および12/31～1/3を除く)

● 契約内容、特別勘定の運用状況についてのご照会
● 契約内容の変更や給付金請求等の各種手続き
● 各種お問い合わせ

● インターネットで

アクサ生命
ホームページ

http://www.axa.co.jp/

● 会社案内、商品案内
● ユニットプライス推移、特別勘定の運用実績
● 「ご契約者さま専用インターネットサービス」によるご契約内容・積立金の照会
※「ご契約者さま専用インターネットサービス」の利用には事前の登録が必要です。

ご留意いただきたい事項

●このご案内は、商品の概要を説明したものです。

変額個人年金保険（13）終身型のご検討に際しては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。

「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について、「特別勘定のしおり」は、特別勘定資産の運用等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

（「ご契約のしおり・約款」記載事項の例）

- ◆お申込みの撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ制度）について
- ◆告知について
- ◆保障の責任開始期および契約日について
- ◆主契約について
- ◆特約について
- ◆死亡給付金等をお支払いしない場合などについて
- ◆ご契約の解約について
- ◆一部解約について（年金支払開始日前）

●アクサ生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である引受保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構（TEL 03-3286-2820「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>）までお問い合わせください。

●この保険の販売資格について

この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者のみが行えます。募集代理店の担当者（生命保険募集人）の販売資格等に関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命の募集人登録等関係カスタマーサービスセンター [03-6757-0310 9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）]までお問い合わせください。

●生命保険募集人について

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者（保険媒介者）で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに、有効に成立します。

●この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス<http://www.seiho.or.jp/>）

募集代理店からのご説明事項

- この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- この保険は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありません。そのため、預金とは異なり元本保証はありません。
- この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 募集代理店は、生命保険の募集代理店であり、個人年金保険契約の引受や保険金等の支払は、引受保険会社が行います。
- この保険は、募集代理店による元本および利回りの保証はありません。
- 法令上の規制によりお客さまの勤務先によっては募集代理店では、この保険をお申込頂けない場合があります。

募集代理店

引受保険会社

AXA

アクサ生命保険株式会社

redefining / standards

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

→ アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/>



その先の自分に、
たしかなるものを。

2つのしくみでふやす 一生涯受け取る

実りの約束NEXT

変額個人年金保険（13）終身型

この商品は、アクサ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

引受保険会社

AXA

アクサ生命保険株式会社

redefining / standards



2つのしくみでふやす 一生涯受け取る

実りの約束 NEXT

変額個人年金保険(13)終身型

頼れる“もうひとつ”のねんきんづくり、
一緒に考えてみませんか？

△ご注意いただきたい事項

この商品のリスクについて

この保険では、特別勘定資産の運用は主に投資信託を通じ、株式や債券等に投資されます。したがって、投資対象となる株式市場や債券市場等が下落した場合には、積立金も減少します。外国株式等の外貨建資産を投資対象としているものについては、為替変動の影響も受けます。そのため、運用実績によっては、ご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、ご契約者が損失を被ることがあります。なお、特別勘定終身年金としてお受け取りいただく年金額には最低保証がありますが、「解約」「一部解約」「年金の一括支払」「受取総額保証金額の減額」を行った場合にお受け取りいただく金額には、最低保証はありません。

諸費用について ※くわしくはP.15をご覧ください。

【ご契約時】

○契約初期費:一時払保険料に対して5.0%

【積立期間中および年金支払期間中】

○保険関係費:特別勘定の積立金額に対して年率2.95%

○運用関係費:投資信託の純資産総額に対して年率0.1728%程度(税抜:0.16%程度)

※特別勘定の運用対象の変更・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【一般勘定で運用する年金の支払期間中】(一般勘定で運用する年金に変更された場合)

○年金管理費:年金額に対して1.0% ※将来変更される可能性があります。

受取総額保証金額について

受取総額保証金額は、年金支払開始日以後に年金受取人に特別勘定終身年金でお受け取りいただくことを前提とした保証金額であり、積立期間中にご契約を解約する場合、もしくは、年金支払期間中に年金を一括でお受け取りいただく場合には、保証されておりません。受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。

商品パンフレットにて使用している用語について

この「商品パンフレット」では、変額個人年金保険(13)終身型主約款に定める表記について、一部「ご契約のしおり・約款」等と異なる表記を使用しておりますのでご注意ください。

○「受取総額保証金額」は、基準保証金額を意味します。

○「ロールアップ保証金額」は、最低保証死亡給付金額の基準となるロールアップ保証金額、および基準保証金額(受取総額保証金額)の基準となる基本保険金額(一時払保険料)の年1.5%(単利)通増金額を意味します。

○「特別勘定終身年金」は、保証金額付特別勘定年金を意味します。

使い方を考える

●イメージ図(年金額が36万円の場合) ● ※一時払保険料約1,072万円、積立期間8年間の例

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年6回の分割でお受け取りいただく場合											
											
約6万円	(ご参考) 公的年金 約45.3万円*	約6万円	(ご参考) 公的年金 約45.3万円*	約6万円	(ご参考) 公的年金 約45.3万円*	約6万円	(ご参考) 公的年金 約45.3万円*	約6万円	(ご参考) 公的年金 約45.3万円*	約6万円	(ご参考) 公的年金 約45.3万円*
年4回の分割でお受け取りいただく場合											
											
趣味に… 約9万円				旅行に… 約9万円				趣味に… 約9万円		ちょっと贅沢な食事に… 約9万円	
年2回の分割でお受け取りいただく場合											
											
旅行に… 約18万円						年末・年始の準備に… 約18万円					
年2日、年金支払日を任意に指定してお受け取りいただく場合											
											
固定資産税等の支払いに… 約18万円						車検等の支払いに… 約18万円					

*夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額(2ヵ月分、千円未満切捨て)。

厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬36.0万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準。

※上記のイメージ図で使用している支出項目および金額は、あくまでも年金の一般的なご活用例と、その目安額を記載しております。

※年金のお受け取りについてくわしくはP.12をご覧ください。

出所/厚生労働省報道発表資料(2014年1月31日発表)をもとにアクサ生命が作成

2つのしくみでふやす。 一生涯受け取る。

ポイント 1 **すぐに受け取り！**

積立期間は、最短1年から自由に設定

- ⚠️ ご契約後、積立期間の変更(年金支払開始日の変更)をすることはできません。
- ⚠️ 被保険者のご契約年齢によっては、ご選択いただける積立期間に制限があります。

ポイント 2 **ふやして受け取り！**

受取総額保証金額をふやすための2つの機能

- ⚠️ 「1.5%ロールアップ保証機能」により受取総額保証金額が増加するのは年金支払開始日までで、最長10年間です。(被保険者のご契約年齢が71歳から75歳までの場合は、最長で被保険者が80歳となるまでの期間、76歳以上の場合は1年間となります。)

ポイント 3 **ずーっと受け取り！**

運用を続けながら、一生涯受け取る年金

- ⚠️ 年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降特別勘定での運用は行いません。

受取総額保証金額とは？

- 年金額の算出の基準となる金額です。
- 年金支払開始日以後における「既払年金累計金額」と、被保険者がお亡くなりになった場合の「死亡一時金額」との合計金額の最低保証金額のことをいいます。
- 年金支払開始日における受取総額保証金額は、下記のうち最も大きい金額となります。

年金支払開始日 における	年金支払開始日の前日 における	年金支払開始日の前日 における
ロールアップ保証金額	ラチェット保証金額	積立金額

**⚠️ 受取総額保証金額を一括でお受け取り
いただくことはできません。**

受取総額保証金額が最低保証されるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。積立期間中にご契約を解約する場合や年金の一括支払の場合、また、特別勘定終身年金以外の受取方法で年金をお受け取りいただく場合には、受取総額保証金額ではなく積立金額を基準とした受取額となるため、一時払保険料を下回る場合があります。

*1 「アクサ生命」がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日または「契約日からその日を含めて8日目(アクサ生命の休業日にあたる場合には翌営業日)」のいずれか遅い日。

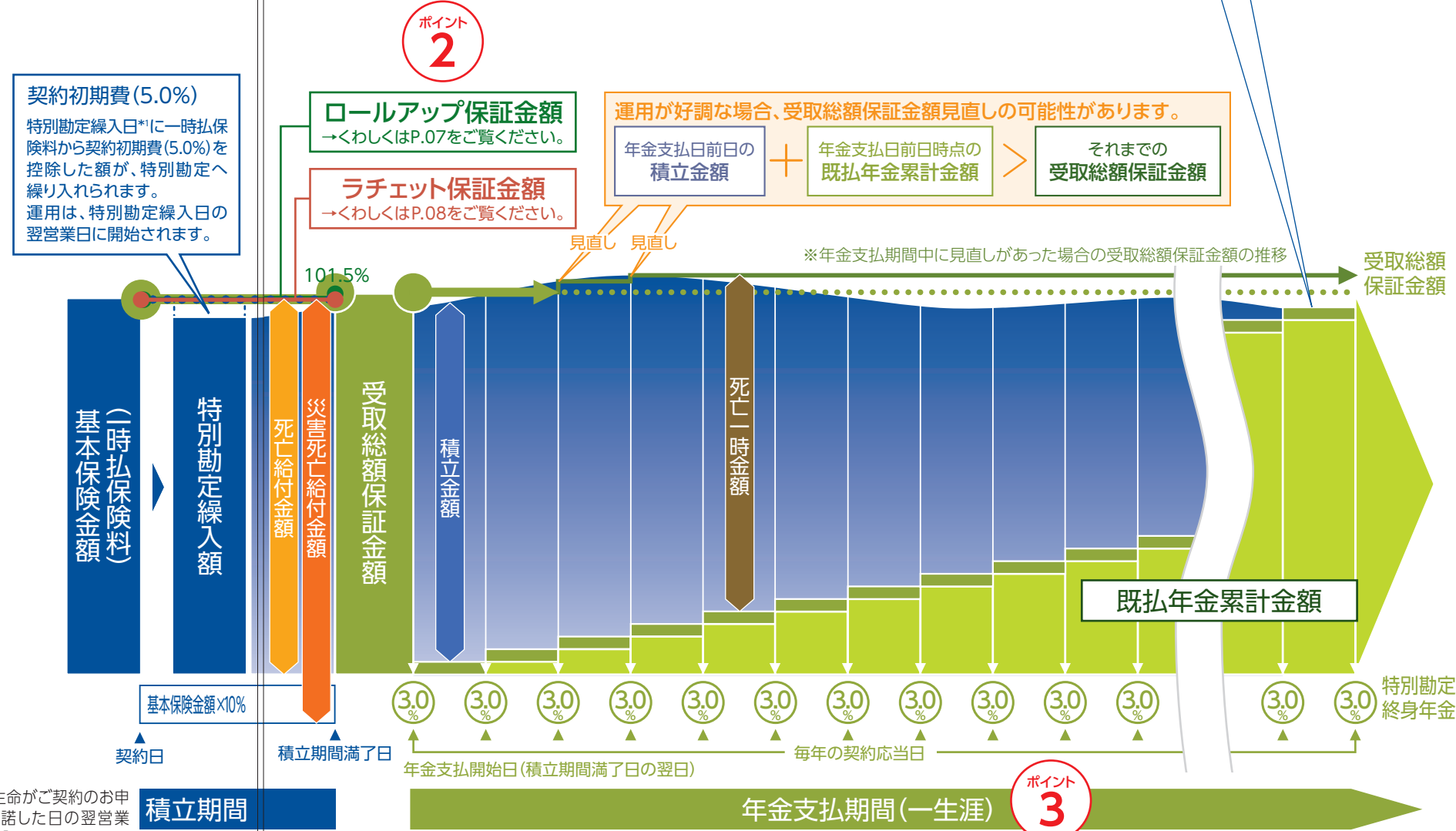
特別勘定で運用しながら、
一生涯にわたって、お受け取りいただく年金

特別勘定終身年金

- 年金額は、「受取総額保証金額×算出率(3.0%)」となります。
→算出率は積立期間にかかわらず一定です。
- 年金支払開始日は積立期間満了日の翌日で、2回目以後の年金支払日は毎年の契約応当日となります。
→年金をお支払いする際には、年金支払日の前日に積立金額から年金額を控除します。
- 年金支払開始日後の運用実績が好調で、毎年の年金支払日前日において「積立金額+既払年金累計金額」が、それまでの受取総額保証金額を上回った場合には、その金額を新たな受取総額保証金額として適用します。
→受取総額保証金額を見直した後の年金額は、「新たな受取総額保証金額×算出率(3.0%)」となります。

※年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降、特別勘定での運用は行わないため、その後の受取総額保証金額の見直しはありません。

●イメージ図(積立期間1年の場合)●



※年金をお支払いする際には、年金支払日の前日に積立金額から年金額を控除します。
※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等を、保証・予測するものではありません。
※「解約」「一部解約」「年金の一括支払」「受取総額保証金額の減額」を行った場合にお受け取りいただく金額には「ロールアップ保証金額」「ラチェット保証金額」の最低保証はありません。一時払保険料を下回る可能性があります。

2つの機能で、積立期間中に受取総額保証金額を着実にふやしてから年金をお受け取りいただくことも可能です。

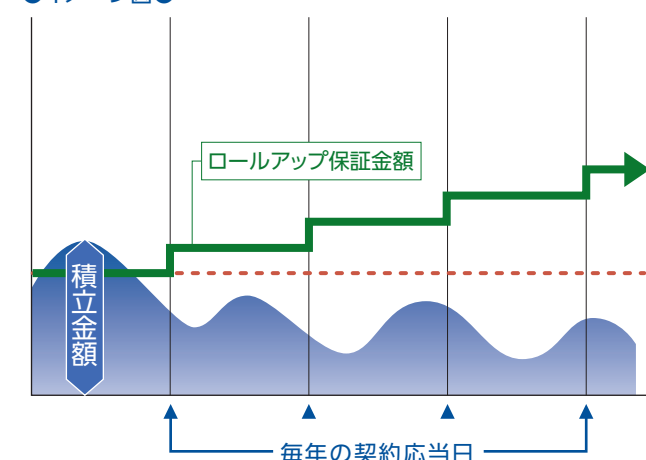
運用が不調なとき

年1.5%(単利)を保証! 1.5%ロールアップ保証機能

運用実績にかかわらず、毎年の契約応当日に、基本保険金額（一時払保険料）に対して年1.5%（単利）増加します。

※「1.5%ロールアップ保証機能」により受取総額保証金額が増加するのは年支払開始日までで、最長10年間です。(被保険者のご契約年齢が71歳から75歳までの場合は、最長で被保険者が80歳となるまでの期間、76歳以上の場合は1年間となります。)

●イメージ図●

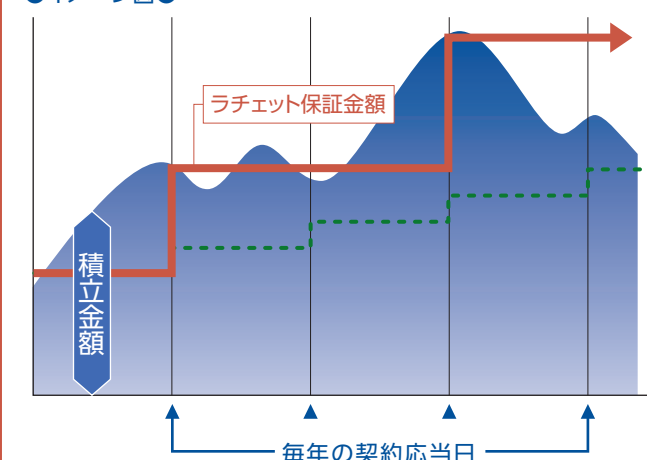


運用が好調なとき

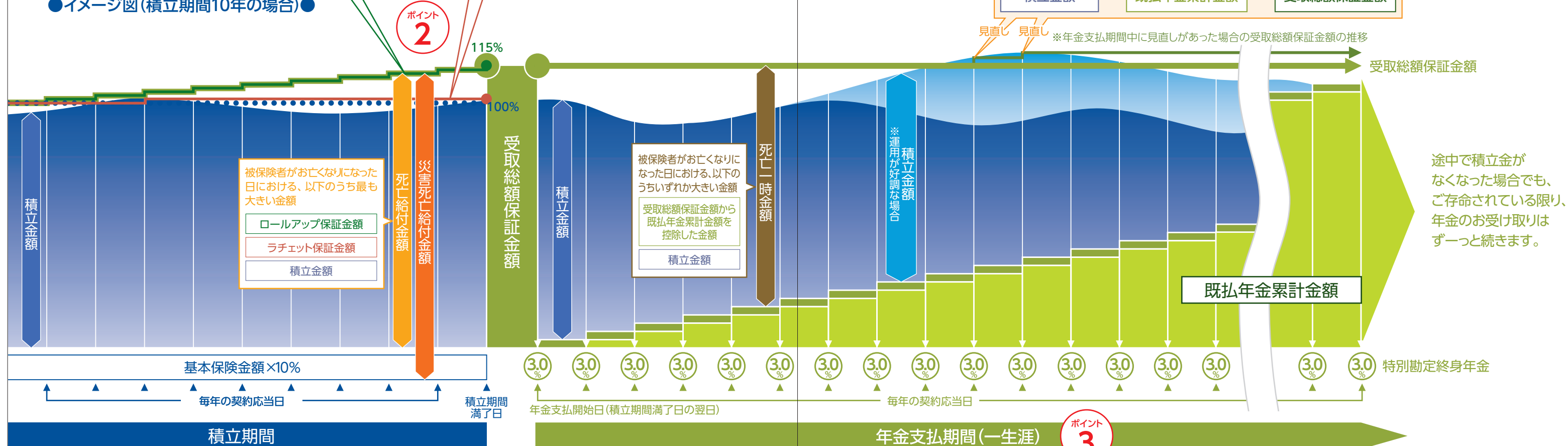
高値でささえる! ラチェット保証機能

年1回、毎年の契約応当日に、その前日における積立金額と、それまでに確定しているラチェット保証金額とを比較し、いずれか大きい金額を適用します。

●イメージ図●



●イメージ図(積立期間10年の場合)●



※年金をお支払いする際には、年金支払日の前日に積立金額から年金額を控除します。

※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等を、保証・予測するものではありません。

※「解約」「一部解約」「年金の一括支払」「受取総額保証金額の減額」を行った場合にお受け取りいただく金額には「ロールアップ保証金額」「ラチェット保証金額」の

【ご参考】 積立期間と「1.5%ロールアップ保証機能」の関係

●この商品では、被保険者のご契約年齢によって、ご選択いただける積立期間や「1.5%ロールアップ保証機能」により受取総額保証金額が増加する期間が異なります。
くわしくは、下表をご覧ください。

ご契約年齢	契約時にご選択いただける 積立期間の範囲(年単位)	「1.5%ロールアップ保証機能」により 受取総額保証金額が増加する期間
50歳～70歳	1年～40年 ※最長90歳まで	最長10年
71歳	1年～9年 ※最長80歳まで	最長9年
72歳	1年～8年 ※最長80歳まで	最長8年
73歳	1年～7年 ※最長80歳まで	最長7年
74歳	1年～6年 ※最長80歳まで	最長6年
75歳	1年～5年 ※最長80歳まで	最長5年
76歳～80歳	1年	1年

※ご契約後、積立期間の変更(年金支払開始日の変更)をすることはできません。

運用が好調な場合、受取総額保証金額見直しの可能性があります。
→くわしくはP.04をご覧ください。

年金支払日前日〇
積立金額

年金支払日前日時点の
既払年金累計金額

それまでの
受取総額保証金額

見直し 見直し ※年金支払期間中に見直しがあった場合の受取総額保証金額の推移

途中で積立金がなくなった場合でも、ご存命されている限り、年金のお受け取りはずっと続きます。

最低保証はありません。一時払保険料を下回る可能性があります。

1.5%ロールアップ保証機能と
ラチェット保証機能

1.5%ロールアップ保証機能

毎年1.5%単利で増加

1.5%ロールアップ保証機能は運用が不調なとき、その効果を発揮します。

- 積立期間中の運用実績にかかわらず、受取総額保証金額は毎年着実に増加します。
- 積立期間中、毎年の契約応当日に、基本保険金額（一時払保険料）に対して年1.5%単利で増加します。（下記【表1】参照）

※ロールアップ保証金額は、ご契約時においては基本保険金額（一時払保険料）と同額です。

※「1.5%ロールアップ保証機能」により受取総額保証金額が増加するのは年金支払開始日までで、最長10年間です。（被保険者のご契約年齢が71歳から75歳までの場合は、最長で被保険者が80歳となるまでの期間、76歳以上の場合は1年間となります。）

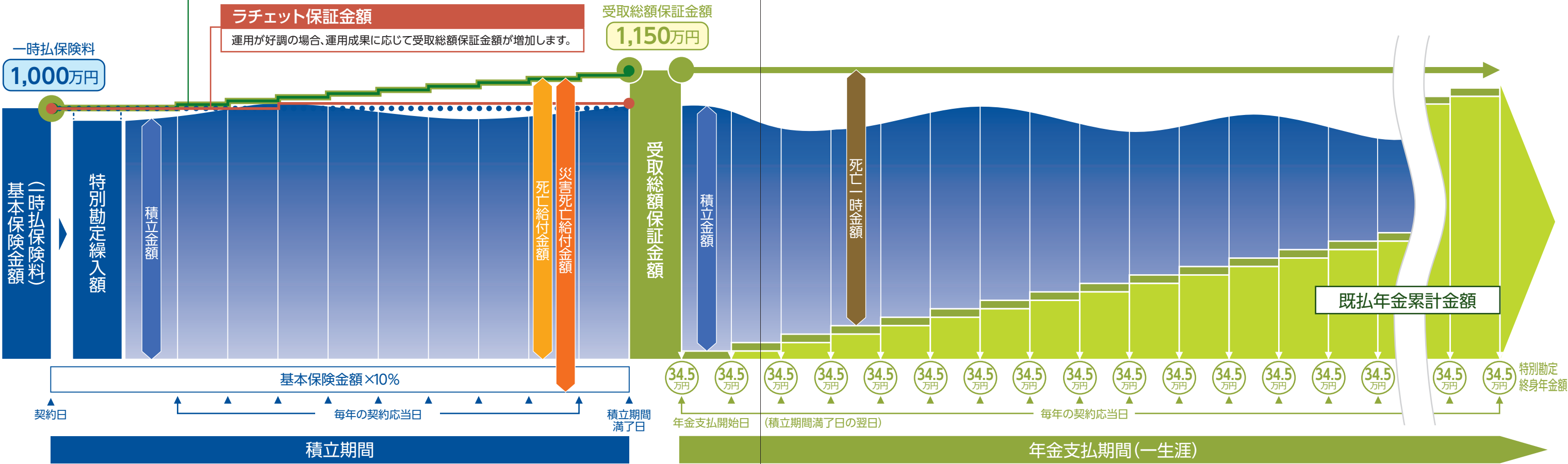
※ご契約の一部解約をした場合には、ロールアップ保証金額も一部解約前の積立金額に対する一部解約後の積立金額と同一割合で減額されます。（P.13「ご契約の解約等のお取扱い」参照）

※受取総額保証金額（ロールアップ保証金額）を一括でお受け取りいただくことはできません。

●イメージ図（積立期間10年の場合）●

※年金支払開始日において、ロールアップ保証金額（基本保険金額の115.0%）が受取総額保証金額となり、年金支払期間中受取総額保証金額の見直しがなかった場合。

ロールアップ保証金額										
運用実績にかかわらず、毎年の契約応当日に、基本保険金額（一時払保険料）に対して、年1.5%（単利）増加します。										
※「1.5%ロールアップ保証機能」により受取総額保証金額が増加するのは年金支払開始日までで、最長10年間です。（被保険者のご契約年齢が71歳から75歳までの場合は、最長で被保険者が80歳となるまでの期間、76歳以上の場合は1年間となります。）										
【表1:積立期間に応じた保証率】										
積立期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
保証率（対基本保険金額）	101.5%	103.0%	104.5%	106.0%	107.5%	109.0%	110.5%	112.0%	113.5%	115.0%



※年金をお支払いする際には、年金支払日の前日に積立金額から年金額を控除します。
※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等を、保証・予測するものではありません。また、図中に記載され
※「解約」「一部解約」「年金の一括支払」「受取総額保証金額の減額」を行った場合にお受け取りいただく金額には「ロールアップ保証金額」「ラチェット保証金額」の

ラチェット保証機能

毎年判定(ラチェット保証金額の上限なし)

ラチェット保証機能は、運用が好調なとき、その効果を発揮します。

- 積立期間中の運用が好調の場合、運用成果に応じて受取総額保証金額が増加するチャンスがあります（上限はありません）。
- 契約日以降、年1回、毎年の契約応当日に、その前日における積立金額と、それまでに確定しているラチェット保証金額とを比較し、いずれか大きい金額が新たなラチェット保証金額となります。
- その後、仮に運用が不調であったとしても、一度確定したラチェット保証金額が減少することはありません。

※ラチェット保証金額は、ご契約時においては基本保険金額（一時払保険料）と同額です。

※ご契約の一部解約をした場合には、ラチェット保証金額も一部解約前の積立金額に対する一部解約後の積立金額と同一割合で減額されます。（P.13「ご契約の解約等のお取扱い」参照）

※受取総額保証金額（ラチェット保証金額）を一括でお受け取りいただくことはできません。

ている金額は、あくまでも仮定の数値であり、将来のお受取金額を保証・予測するものではありません。
最低保証はありません。一時払保険料を下回る可能性があります。

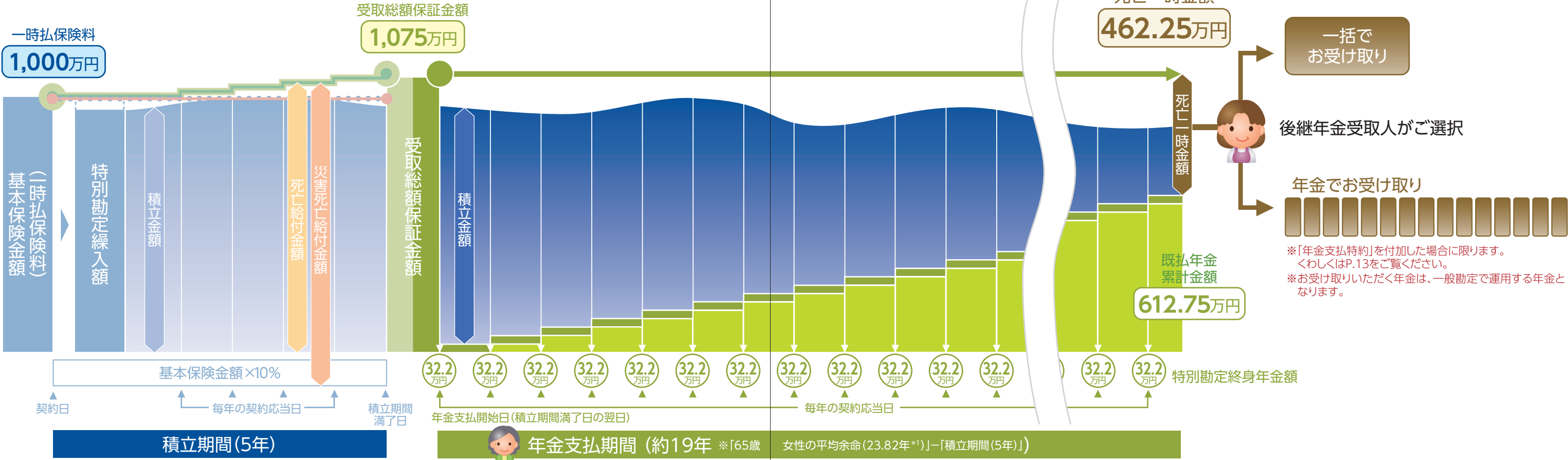
年金受取人の万一の場合に備え、
あらかじめ死亡一時金を引継ぐ人を指定しておくことができます。

後継年金受取人の指定

- 年金支払期間中に年金受取人がお亡くなりになった際には、契約形態に応じて後継年金受取人が次のようにお受け取りいただけます。
 - ①年金受取人と被保険者が同一人の場合
→後継年金受取人が死亡一時金をお受け取りいただけます。(特別勘定終身年金の継続受取はできません)
 - ②年金受取人と被保険者が別人の場合
→後継年金受取人が引き続き特別勘定終身年金をお受け取りいただけます。
 - 後継年金受取人は、年金受取人以外の被保険者、または被保険者の親族(配偶者、または6親等以内の血族および3親等以内の姻族)の範囲内で、1名のみご指定いただけます。
- ※後継年金受取人は、年金支払開始日前はご契約者のお申し出により、年金支払開始日以後は年金受取人のお申し出により指定することができます。
- ※後継年金受取人を指定する場合は、被保険者の同意が必要です。
- ※年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が指定されていないとき、または、すでに死亡しているときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人になるものとします。
- ※積立期間中に被保険者がお亡くなりになった際には、死亡給付金受取人が死亡給付金(所定の不慮の事故や所定の感染症によりお亡くなりになった場合は災害死亡給付金)をお受け取りいただけます。

●イメージ図(積立期間5年の場合)●

※年金支払開始日において、ロールアップ保証金額(基本保険金額の107.5%)が受取総額保証金額となり、年金支払期間中受取総額保証金額の見直しがなかった場合。



※年金をお支払いする際には、年金支払日の前日に積立金額から年金額を控除します。

※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、受取総額保証金額、年金額、死亡一時金額等を、保証・予測するものではありません。また、図中に記載されている「解約」「一部解約」「年金の一括支払」「受取総額保証金額の減額」を行った場合にお受け取りいただく金額には「ロールアップ保証金額」「ラチェット保証金額」の

ご参考 後継年金受取人を活用した場合のご契約例

下記のご契約形態で、65歳の女性が一時払保険料1,000万円、積立期間5年の条件で「実りの約束 NEXT」にご契約され、65歳女性の平均余命(23.82年*)まで生存し、年金をお受け取りになったと仮定した場合のご契約イメージを記載しています。

*1 出所/厚生労働省「平成24年簡易生命表の概況(2013年公表)」

●ご契約形態●

ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	年金受取人	後継年金受取人
ご本人(65歳女性)	ご本人	長女(40歳女性)	ご本人	長女

特別勘定

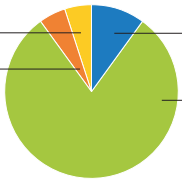
[2014年12月現在]

△特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスク等があり、ご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回る場合があります。

△特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。

△特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。

→くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

特別勘定名	アロケーション20(13)		
基本資産配分比率	米国株式（米ドル・ベース）	5%	日本株式 10%
	欧州株式（ユーロ・ベース）	5%	日本債券 80%
			
利用する投資信託名	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス (20 / 80) - 3		
利用する投資信託の運用方針	●当ファンドは、主として、マザーファンド受益証券、わが国の国庫短期証券等の国債および政府保証付債券（短期国債等）、金融派生商品（デリバティブ）等を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。 ●各資産への実質的な資産配分は、信託財産の純資産総額に対して上記の比率を基本とし、一定の規律にしたがいリバランスを行います。 ●各マザーファンドは下記のベンチマークに連動した投資成果を目指します。 ●実質的な外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 →くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。		
利用する投資信託の各マザーファンドとベンチマーク		マザーファンド	ベンチマーク
	日本債券	アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	パークレイズ 日本10年国債先物インデックス
	日本株式	アライアンス・バーンスタイン・日本株式インデックス・マザーファンド	TOPIX (東証株価指数、配当込み)
	米国株式 (米ドル・ベース)	アライアンス・バーンスタイン・米国株式インデックス・マザーファンド	S&P500株価指数 (円ベース)
	欧州株式 (ユーロ・ベース)	アライアンス・バーンスタイン・欧州株式インデックス・マザーファンド	ユーロ・ストックス 50種インデックス (円ベース)
運用関係費	投資信託の純資産総額に対して年率0.1728%程度 (税抜:0.16%程度) →くわしくはP.15をご覧ください。		
利用する投資信託の委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社		

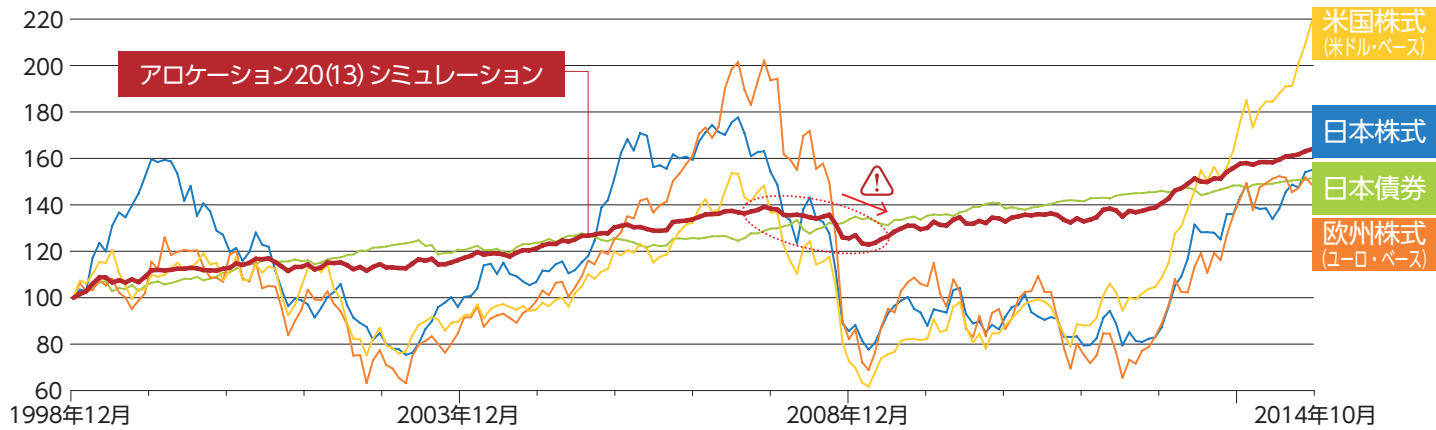
※リバランスとは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。

※特別勘定の運用対象、運用方針および委託会社等の運用協力会社は、法令等の改正または効率的な資産運用が困難になる等の理由により、変更されることがあります。なお、委託会社等の運用協力会社については、運用成績の悪化等、アクサ生命がお客さまの資産運用にふさわしくないと判断した場合、変更させていただくことがあります。

※特別勘定には、各種支払等に備え、一定の現金、預金等を保有することがあります。

ご参考 参考指数とポートフォリオの推移 (契約初期費・保険関係費・運用関係費控除前、課税前)

△この保険では、特別勘定資産の運用は主に投資信託を通じて株式や債券等に投資されます。このため、投資対象となる株式市場や債券市場等が下落した場合には、積立金も減少します。なお、本グラフは、下記の算出前提条件により運用を行ったと仮定した場合のポートフォリオと、下記の参考指数の推移を事後的に検証したものであり、実際の特別勘定の実績とは異なります。あくまでも仮定の数値およびその推移に過ぎず、特別勘定の運用成果や実績を保証・予測するものではありません。



※1998年12月末日に100を投資した場合の各資産額の推移を示しています。

1.[算出前提条件]アロケーション20(13)シミュレーションは、基本資産配分で参考指数を保有したポートフォリオ(月次リバランス)で、投資に係る費用および税金等は一切考慮しておりません。

2.[参考指数]・日本債券:イボットソン・アソシエイツ・ジャパン日本長期国債先物理論価格指数(証拠金含む) ・日本株式:東証1部上場銘柄の時価総額加重投資収益率 ・米国株式(米ドル・ベース):S&P500種株価指数トータルリターン(円ベース) ・欧州株式(ユーロ・ベース):イボットソン・アソシエイツ・ジャパン・ユーロ・ストックス50指数トータルリターン(円ベース)

※データ対象期間:1998年12月末日～2014年10月末日 ※データ出所:イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社 (Copyright ©2014 Ibbotson Associates Japan, Inc. 著作権等すべての権利を有する同社から使用許諾を得ている。)

特別勘定終身年金のお受け取り

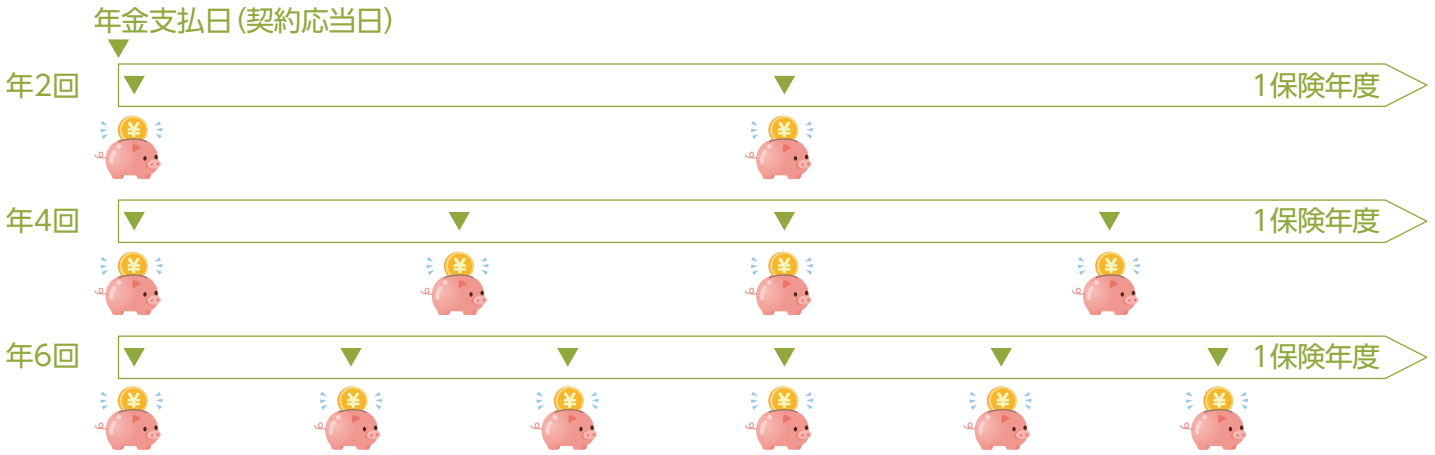
年金支払開始日は積立期間満了日の翌日で、2回目以後の年金支払日は毎年の契約応当日となります。また、年金の受取方法は年1回のお受け取り以外に、以下の「分割でのお受け取り」または「年金支払日の任意指定」のいずれかを、年金のお受け取り手続きの際に、ご指定いただくこともできます。

1. 分割でのお受け取り

年金を、分割してお受け取りいただくことができます。

- 分割回数は、年2回、4回、6回のいずれかからご選択いただけます。
 - 年6回の場合に限り、奇数月受け取り(年金支払月:1月・3月・5月・7月・9月・11月)か偶数月受け取り(年金支払月:2月・4月・6月・8月・10月・12月)をご選択いただくこともできます。
- ※分割でのお受け取りをご選択された年の年金額のみ、別途一般勘定で運用されますので、お受け取りまでの間、アクサ生命所定の利率で据置かれます。
- ※分割でお受け取りいただく場合の毎回の受取金額は、15,000円以上である必要があります。
- ※分割でのお受け取りをご選択された場合は、年金支払日の任意指定はできません。

●分割でのお受け取りのイメージ●

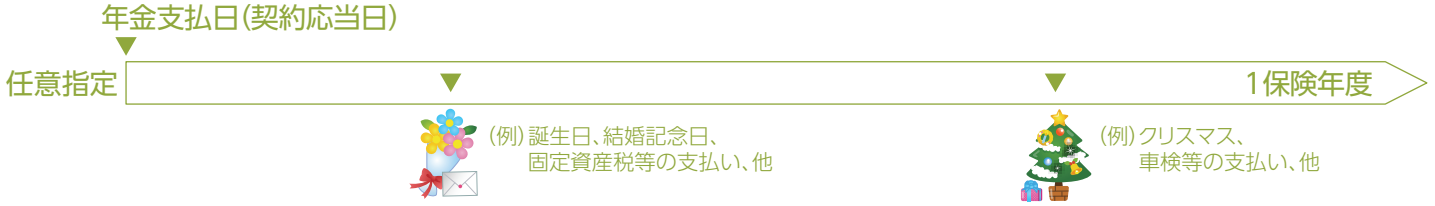


2. 年金支払日の任意指定

年金支払日を、指定する任意の日に変更することができます。

- 任意で指定する場合の年金の支払日は、年2日までご指定いただけます。
- ※年金支払日の任意指定をされた年の年金額のみ、別途一般勘定で運用されますので、お受け取りまでの間、アクサ生命所定の利率で据置かれます。
- ※分割でお受け取りいただく場合の毎回の受取金額は、15,000円以上である必要があります。
- ※年金支払日の任意指定をご選択された場合は、分割でのお受け取り(年2回、4回、6回)はできません。

●年金支払日の任意指定のイメージ●



年金の種類の変更 (一般勘定年金への移行)

△年金の種類の変更後の年金額は、ご契約時に定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金支払開始時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて算出されます。

なお、年金の種類の変更をした場合、受取総額保証はなくなります。年金の種類の変更についてくわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- 年金支払開始日以後、積立金額をもとに、特別勘定で運用する年金から一般勘定で運用する年金に変更できます。
 - 年金の種類は、「確定年金(5年～20年、1年単位)」「保証期間付終身年金(保証期間:5年・10年・15年・20年)」「保証期間付夫婦連生終身年金(保証期間:5年・10年・15年・20年)」「一時金付終身年金」からご選択いただけます。
- ※確定年金をご選択いただく場合は、積立期間中にお申し出いただく必要があります。
- ※年金額が10万円未満となる場合には、上記のお取扱いはできません。
- ※年金額の上限は3,000万円となります。3,000万円をこえる場合には年金額は3,000万円とし、3,000万円をこえる部分については、年金支払開始時に一時金でお支払いします。
- ※契約日から1年以上経過後(積立期間中)に、特別勘定による運用を行わない据置期間付年金へ移行することもできます。据置期間付年金への移行についてくわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

死亡保障

△被保険者死亡日において、既払年金累計金額が受取総額保証金額をこえ、かつ積立金額がない場合には、死亡一時金額のお支払いはありません。

△責任開始の日から2年以内の自殺等、死亡給付金額等をお支払いできない場合があります。この場合、被保険者がお亡くなりになった日の積立金額をお支払いします。

		給付金名称	給付金額	給付金受取人
積立期間	年金支払開始日前に死亡された場合	死亡給付金	被保険者がお亡くなりになった日における右記のうち最も大きい金額をお支払いします。 ロールアップ保証金額 ラチェット保証金額 積立金額	死亡給付金受取人
	年金支払開始日前に所定の不慮の事故や所定の感染症により死亡された場合	災害死亡給付金	対象となる不慮の事故や所定の感染症によりお亡くなりになった場合には、基本保険金額の10%を死亡給付金額に加算してお支払いします。	
年金支払期間		死亡一時金	既払年金累計金額と死亡一時金額を合算した金額において、受取総額保証金額が最低保証されます。 受取総額保証金額から既払年金累計金額を控除した金額 積立金額 被保険者がお亡くなりになった日における、右記のうちいずれか大きい金額をお支払いします。	年金受取人*1

* 1 年金受取人が、お亡くなりになった被保険者と同一人で、後継年金受取人が指定されている場合には、後継年金受取人にお支払いします。

※ 契約日から特別勘定繰入日前日までの期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡給付金額は、被保険者がお亡くなりになった日における基本保険金額となります。

年金支払特約

死亡給付金額(災害死亡給付金額)または死亡一時金額を、一時金にかえて遺族年金(一般勘定で運用する年金)としてお受け取りいただくこともできます。

※この特約の年金額は、ご契約時に定まるものではありません。

将来お受け取りになる年金額は、年金基金設定時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されます。

ご契約の解約等のお取扱い

△「解約」「一部解約」「年金の一括支払」「受取総額保証金額の減額」を行った場合にお受け取りいただく金額には「ロールアップ保証金額」「ラチェット保証金額」の最低保証はありません。一時払保険料を下回る可能性があります。

積立期間中(ご請求者:ご契約者)

解 約	●完備した必要書類をアクサ生命の本社が受付けた日の翌営業日(解約日)における積立金額を、一括でお受け取りいただけます。 ※解約日が特別勘定繰入日より前となる場合は、解約払戻金額は基本保険金額(原則として一時払保険料と同額)となります。 ※解約をした場合にお受け取りいただく金額は、「ロールアップ保証金額」「ラチェット保証金額」ではありません。
一部解約	●一部解約請求金額をご指定いただき、その金額をお受け取りいただけます。 ●一部解約をした場合、積立金額から一部解約請求金額と同額が控除され、基本保険金額、ロールアップ保証金額、ラチェット保証金額も、一部解約前と後との積立金額と同一割合で減額されます。 ※一部解約請求金額が3万円未満となる場合や、一部解約日前日における積立金額から一部解約請求金額を控除した金額が50万円未満となる場合、一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合には、お取扱いできません。

年金支払期間中(ご請求者:年金受取人)

年金の一括支払	●完備した必要書類をアクサ生命の本社が受付けた日の翌営業日における積立金額を、一括でお受け取りいただけます。 ※年金の一括支払をした場合にお受け取りいただく金額は、「ロールアップ保証金額」「ラチェット保証金額」ではありません。
受取総額保証金額の減額 (積立金額の一部解約)	●減額後の受取総額保証金額をご指定いただきます。 ●受取総額保証金額の減額部分は解約されたものとして取扱い、減額分に対応する解約払戻金額をお支払いします。 ●受取総額保証金額の減額をした場合、完備した必要書類をアクサ生命の本社が受付けた日の翌営業日を基準として、減額前の受取総額保証金額に対する減額後の受取総額保証金額と同一割合で、積立金額が減額されます。 ※減額後の年金額は、減額後の受取総額保証金額をもとに、改めて算出した金額となります。 ※減額後の受取総額保証金額が50万円未満となる場合には、受取総額保証金額の減額のお取扱いはできません。

税務のお取扱い

△記載の税務のお取扱いは、平成26年12月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別のお取扱いについて、くわしくは所轄の税務署等にご確認ください。

△平成25年1月1日から平成49年12月31日までの各年分の基準所得税額が、復興特別所得税の課税対象となります。

ご契約時

●お払込みいただいた保険料

一時払保険料	一般の生命保険料控除の対象となります。
--------	---------------------

※他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。この保険は保険料のお払込み方法が一時払ですので、この生命保険料控除が適用されるのは、契約初年度のみとなります。ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、年金受取人および死亡給付金受取人が、ご契約者本人またはその配偶者、もしくはその他の親族(6親等以内の血族と3親等以内の姻族)の場合に適用されます。個人年金保険料控除の対象とはなりません。

積立期間中

●解約時に差益が発生した場合にかかる税金

解約差益	所得税(一時所得)、住民税
------	---------------

●死亡給付金(災害死亡給付金を含みます)のお受け取り時にかかる税金

契約形態			一括でお受け取りいただく場合
ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
本人	本人	配偶者	相続税 ※相続税法第12条「生命保険金の相続税非課税枠」が適用されます。
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)、住民税
本人	配偶者	子	贈与税

年金支払期間中

●年金のお受け取り時にかかる税金

年金額	所得税(雑所得)、住民税
-----	--------------

※ご契約者と年金受取人が異なる場合には、年金支払開始時に、年金受給権の評価額が贈与税の課税対象となります。(相続税法第24条)

(ご参考)特別勘定終身年金のお受け取り時における雑所得の課税対象額の計算方法(平成14年6月7日付 東京国税局課一総第69号に準拠)

①雑所得の計算

雑所得の課税対象額(運用益の1年分)

=

その年の年金額

−

必要経費(下記A・Bのいずれか小さい金額)

②必要経費の計算：必要経費は下記A・Bのいずれか小さい金額となります。

A.

年金支払開始時における年金額

×

一時払保険料

年金支払開始時における年金額 × 年金支払開始時における余命年数^{*1}

B.

年金支払開始時における年金額

×

一時払保険料

年金支払開始時における受取総額保証金額

*1 余命年数表(所得税法施行令別表(第82条の3関係)より抜粋)

年齢	余命年数(単位:年)		年齢	余命年数(単位:年)		年齢	余命年数(単位:年)		年齢	余命年数(単位:年)	
	男性	女性		男性	女性		男性	女性		男性	女性
51歳	26	31	61歳	18	22	71歳	11	14	81歳	6	7
52歳	25	30	62歳	17	21	72歳	10	13	82歳	5	7
53歳	25	29	63歳	17	20	73歳	10	12	83歳	5	6
54歳	24	28	64歳	16	19	74歳	9	11	84歳	4	6
55歳	23	27	65歳	15	18	75歳	8	11	85歳	4	5
56歳	22	26	66歳	14	18	76歳	8	10	86歳	4	5
57歳	21	25	67歳	14	17	77歳	7	9	87歳	4	4
58歳	20	25	68歳	13	16	78歳	7	9	88歳	3	4
59歳	20	24	69歳	12	15	79歳	6	8	89歳	3	4
60歳	19	23	70歳	12	14	80歳	6	8	90歳	3	3

※毎年、お客さまの雑所得の金額を記載した「雑所得の明細書」をアクサ生命から送付いたしますので、実際の確定申告の際には、そちらをご使用ください。

●年金の一括支払時にかかる税金

差益	所得税(一時所得)、住民税
----	---------------

●死亡一時金のお受け取り時にかかる税金

契約形態			一括でお受け取りいただく場合
ご契約者	被保険者	年金受取人	
本人	本人	本人→相続人	相続税 ※相続税法第12条「生命保険金の相続税非課税枠」は適用されません。
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)、住民税

ご契約時のお取扱い

被保険者のご契約年齢*1		50歳～70歳	71歳～75歳	76歳～80歳
積立期間(年単位)*2		1年～40年 ※最長90歳まで	1年～9年 ※最長80歳まで	1年
年金支払開始年齢		51歳～90歳	72歳～80歳	77歳～81歳
基本保険金額(一時払保険料)		最低200万円／最高5億円／1万円単位 ※同一被保険者につき変額個人年金保険(13)で通算し、左記金額を限度とします。		
保険料払込方法		一時払		
責任開始日		「被保険者告知日」または「アクサ生命が保険料を領収した日」のいずれか遅い日 ※この日よりご契約上の保障(責任)が開始されます。		
契約日		責任開始日 ※この日を基準としてご契約年齢や積立期間等を計算します。		
特別勘定繰入日		「アクサ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて8日目(アクサ生命の休業日にあたる場合には翌営業日)」のいずれか遅い日 ※この日に一時払保険料から契約初期費(5.0%)を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。		
クーリング・オフ制度		ご契約の申込日、または一時払保険料充当金がアクサ生命の口座に着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。 この場合には、お払込みいただいた金額を全額お返しします。		
年金受取人		ご契約者または被保険者		
年金の種類		特別勘定終身年金		
年金支払期間		終身		
付加できる特約	年金支払特約	この特約により、死亡給付金額、死亡一時金額等を年金でお受け取りいただくことができます。 ※ご契約時は確定年金(年金支払期間:5・10・15・20年のいずれか)から選択可能。		
	指定代理請求特約	この特約により、年金受取人が年金の請求を行う意思表示が困難である場合等に、年金受取人に代わってご契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が年金の請求を行うことができます。 ※指定代理請求人についてくわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。		

*1 契約日における満年齢。ご契約者の年齢に制限はありません。
*2 ご契約後、積立期間の変更(年金支払開始日の変更)をすることはできません。

諸費用

△この保険にかかわる費用は「契約初期費」「保険関係費」「運用関係費」の合計額となります。
一般勘定で運用する年金の支払期間中は、他に「年金管理費」がかかります。

ご契約時

項 目		費 用	ご負担いただく時期
契約初期費	ご契約の締結等に必要な費用	一時払保険料に対して 5.0%	特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

積立期間中および年金支払期間中

項 目		費 用	ご負担いただく時期
保険関係費	既払年金累計金額と死亡一時金額の合計金額の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、ならびに、ご契約の維持等に必要な費用	特別勘定の積立金額に対して 年率2.95%	積立金額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費	投資信託の信託報酬等、特別勘定の運用に必要な費用	投資信託の純資産総額に対して 年率0.1728%程度 (税抜:0.16%程度)*3	特別勘定にて利用する投資信託における純資産総額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、投資信託の純資産総額から控除します。

*3 運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料及び消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定の運用対象の変更・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

一般勘定で運用する年金の支払期間中

項 目		費 用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理等に必要な費用	年金額に対して 1.0%*4	年金支払日に責任準備金から控除します。

*4 年金管理費は、将来変更される可能性があります。

【ご参考①】 特別勘定終身年金の年金額が目安額(最低保証額) (課税前)

各積立期間経過後のロールアップ保証金額と、当該ロールアップ保証金額が受取総額保証金額となった場合の年金額(最低保証額)を算出しています。なお、年金額(最低保証額)は千円未満を切捨てて表示しています。

一時払保険料	積立期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
200万円	ロールアップ保証金額	203.0万円	206.0万円	209.0万円	212.0万円	215.0万円	218.0万円	221.0万円	224.0万円	227.0万円	230.0万円
	年金額(最低保証額)	6.0万円	6.1万円	6.2万円	6.3万円	6.4万円	6.5万円	6.6万円	6.7万円	6.8万円	6.9万円
300万円	ロールアップ保証金額	304.5万円	309.0万円	313.5万円	318.0万円	322.5万円	327.0万円	331.5万円	336.0万円	340.5万円	345.0万円
	年金額(最低保証額)	9.1万円	9.2万円	9.4万円	9.5万円	9.6万円	9.8万円	9.9万円	10.0万円	10.2万円	10.3万円
400万円	ロールアップ保証金額	406.0万円	412.0万円	418.0万円	424.0万円	430.0万円	436.0万円	442.0万円	448.0万円	454.0万円	460.0万円
	年金額(最低保証額)	12.1万円	12.3万円	12.5万円	12.7万円	12.9万円	13.0万円	13.2万円	13.4万円	13.6万円	13.8万円
500万円	ロールアップ保証金額	507.5万円	515.0万円	522.5万円	530.0万円	537.5万円	545.0万円	552.5万円	560.0万円	567.5万円	575.0万円
	年金額(最低保証額)	15.2万円	15.4万円	15.6万円	15.9万円	16.1万円	16.3万円	16.5万円	16.8万円	17.0万円	17.2万円
600万円	ロールアップ保証金額	609.0万円	618.0万円	627.0万円	636.0万円	645.0万円	654.0万円	663.0万円	672.0万円	681.0万円	690.0万円
	年金額(最低保証額)	18.2万円	18.5万円	18.8万円	19.0万円	19.3万円	19.6万円	19.8万円	20.1万円	20.4万円	20.7万円
800万円	ロールアップ保証金額	812.0万円	824.0万円	836.0万円	848.0万円	860.0万円	872.0万円	884.0万円	896.0万円	908.0万円	920.0万円
	年金額(最低保証額)	24.3万円	24.7万円	25.0万円	25.4万円	25.8万円	26.1万円	26.5万円	26.8万円	27.2万円	27.6万円
1,000万円	ロールアップ保証金額	1,015.0万円	1,030.0万円	1,045.0万円	1,060.0万円	1,075.0万円	1,090.0万円	1,105.0万円	1,120.0万円	1,135.0万円	1,150.0万円
	年金額(最低保証額)	30.4万円	30.9万円	31.3万円	31.8万円	32.2万円	32.7万円	33.1万円	33.6万円	34.0万円	34.5万円
1,500万円	ロールアップ保証金額	1,522.5万円	1,545.0万円	1,567.5万円	1,590.0万円	1,612.5万円	1,635.0万円	1,657.5万円	1,680.0万円	1,702.5万円	1,725.0万円
	年金額(最低保証額)	45.6万円	46.3万円	47.0万円	47.7万円	48.3万円	49.0万円	49.7万円	50.4万円	51.0万円	51.7万円
2,000万円	ロールアップ保証金額	2,030.0万円	2,060.0万円	2,090.0万円	2,120.0万円	2,150.0万円	2,180.0万円	2,210.0万円	2,240.0万円	2,270.0万円	2,300.0万円
	年金額(最低保証額)	60.9万円	61.8万円	62.7万円	63.6万円	64.5万円	65.4万円	66.3万円	67.2万円	68.1万円	69.0万円

【ご参考②】 希望する年金額から算出した積立期間別の一時払保険料が目安額 (課税前)

各積立期間経過後、ロールアップ保証金額が受取総額保証金額になったと仮定し、希望する年金額に対して必要となる一時払保険料を算出しています。

希望する年金額	積立期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
約12万円 [月額 約1万円]	一時払保険料	395万円	389万円	383万円	378万円	373万円	367万円	362万円	358万円	353万円	348万円
約24万円 [月額 約2万円]		789万円	777万円	766万円	755万円	745万円	734万円	724万円	715万円	705万円	696万円
約36万円 [月額 約3万円]		1,183万円	1,166万円	1,149万円	1,133万円	1,117万円	1,101万円	1,086万円	1,072万円	1,058万円	1,044万円
約48万円 [月額 約4万円]		1,577万円	1,554万円	1,532万円	1,510万円	1,489万円	1,468万円	1,448万円	1,429万円	1,410万円	1,392万円
約60万円 [月額 約5万円]		1,971万円	1,942万円	1,914万円	1,887万円	1,861万円	1,835万円	1,810万円	1,786万円	1,763万円	1,740万円
約72万円 [月額 約6万円]		2,365万円	2,331万円	2,297万円	2,265万円	2,233万円	2,202万円	2,172万円	2,143万円	2,115万円	2,087万円
約84万円 [月額 約7万円]		2,759万円	2,719万円	2,680万円	2,642万円	2,605万円	2,569万円	2,534万円	2,500万円	2,467万円	2,435万円
約96万円 [月額 約8万円]		3,153万円	3,107万円	3,063万円	3,019万円	2,977万円	2,936万円	2,896万円	2,858万円	2,820万円	2,783万円

※計算に際し、積立期間中に確定するラチェット保証金額、および積立期間満了時における積立金額については、考慮しておりません。
※「1.5%ロールアップ保証機能」により受取総額保証金額が増加するのは年金支払開始日までで、最長10年間です。(被保険者のご契約年齢が71歳から75歳までの場合は、最長で被保険者が80歳となるまでの期間、76歳以上の場合は1年間となります。)